

# 全国商社労働組合連合会規約

2013年9月28日改訂

## 〈第1章 総 則〉

第1条（名 称） 本会は全国商社労働組合連合会（以下全商社）という。

第2条（事務所） 本会は主たる事務所を大阪市中央区南本町3丁目3番14号に置く。  
その他必要な地に事務所を置くことができる。

## 〈第2章 目的及び事業〉

第3条（目 的） 本会は会員相互の啓発と協力により会員各自の発展と強化を図ると共に、商社労働者の労働条件の維持・改善、その他経済的・社会的地位の向上に寄与することを主たる目的とする。

第4条（事 業） 本会は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

- ①商社労働者の労働条件の維持・改善に関する事業。
- ②情報の収集、資料の整理等、調査研究に関する事業。
- ③機関紙・誌の発行、講演会、学習会、親睦会の開催等、教育宣伝及び文化向上に関する事業。
- ④労働組合の活動に対する援助、共同行為または受任に関する事業。
- ⑤その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 〈第3章 会 員〉

第5条（会員の定義） 本会は商社の労働者が組織する労働組合をもって構成する。その他必要に応じてオブザーバー会員を置くことができる。

第6条（会員資格の取得） 本会に加入しようとする組合の承認は、運営委員会が単組代表者会議に付議し、決定する。オブザーバー会員については、別途定める規定による。

第7条（会員資格の消滅） 会員は次の事由により会員の資格を失う。

- ①会員たる組合が解散したとき。
- ②脱退届けを提出したとき。
- ③規約第12条による除名処分を受けたとき。

第8条（会員の権利） 会員は本規約の下に平等であって、すべて均等の取り扱いを受ける。

- 2. 会員は本会のすべての会合に出席し、意見を述べ、一切の記録及び帳簿を閲覧することができる。
- 3. 会員は規約に定める審問手続きを経ずして制裁を受けない。

第9条（会員の義務） 会員は本会の目的に則り、規約を遵守し、本会の議決事項に協力し、会費を納め、自己の組織の可能とする限りにおいて、進んで本会の正常な発展に努力しなければならない。

- 2. 会員が単組代表者会議の決定に従えないときは、単組代表者会議の承認の下にその実行に参加しないことができる。
- 3. 前項の場合、単組代表者会議はその決定を撤回するか、またはその会員を除外して決定を実行しなければならない。

#### 〈第4章 機 関〉

第10条（機 関） 本会は次の機関を置く。

- ①単組代表者会議
- ②運営委員会
- ③事務局、会計局、専門部、アドバイザー
- ④各種専門テーマ委員会

#### [第1節] 単組代表者会議

第11条（単組代表者会議） 単組代表者会議は、本会の唯一の議決機関であって、各単組の代表者をもって構成する。

- 2. 単組代表者会議は、毎年9月に定時単組代表者会議（定時大会）、その他必要に応じて臨時単組代表者会議を持つことができる。開催は、運営委員長が招集する。

3. 各単組より要求があった時、運営委員長は遅滞なく臨時単組代表者会議を招集しなければならない。

4. 単組代表者会議を招集する時は、運営委員長は付議事項、開催の場所、日時等を開催期日の少なくとも2週間前迄に、単組代表者に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第12条（審議事項） 単組代表者会議は次の事項を審議のうえ、承認または決定する。

- ① 予算・決算及び補正予算
- ② 規約、規定の改廃
- ③ 役員を選任、補充及び解任
- ④ 上部団体への加入
- ⑤ 解散
- ⑥ 会員の除名
- ⑦ その他単組代表者会議が必要と認めた事項
- ⑧ 会員の加盟
- ⑨ 同盟罷業（ストライキ等）に関する事項

第13条（定足数及び議決方法） 単組代表者会議は、その構成員（＝単組代表者）の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席単組代表者の過半数をもって決定する。

2. 議決権は、出席単組代表者一人1票とする。

3. 単組代表者会議の議長は、その都度出席単組代表者の互選により選出する。

第14条（重要事項の議決） 第12条第2号（但し、規約の改廃のみ）、第4号、第6号、第7号の議決は、前条第1項の規定にかかわらず、単組代表者の直接無記名投票により、総構成員の過半数の支持により決定する。

2. 本会の解散は、総構成員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第15条（代理出席） 単組代表者会議に出席できない単組代表者は、当該人が所属する単組の他の本部役員（但し、本部三役に限る）を出席させることができ、当該人をもって、当該人が所属する単組の代表者と看なす。但し、その場合、単組代表者会議開催の3日前までに文書による届け出をするものとし、届け出のあった代理出席者はその単組代表者会議に限り代表者とみなす。

第16条（委任出席） 単組代表者会議に出席できない構成員は、他の構成員に委任状を託して代理出席を行なうことができる。但し、同一構成員において、委任は1名限りとする。

## [第2節] 運営委員会

第17条（運営委員会） 運営委員会は、運営委員をもって構成し、次の事項を行なう。

- ①単組代表者会議における決定事項の執行。
- ②単組代表者会議に付議する事項を決定し、その原案を作成すること。
- ③単組連絡会議、各専門部・局、各種専門テーマ委員会との関係。
- ④運営委員会は必要に応じ、本会の目的達成に資するため単組代表者会議で承認を得て「アドバイザー」を委嘱することができる。  
但し、任期は1年とし、連続しての就任は最長2年までとする。

第18条（事務局） 事務局は本会に関する運営、記録、連絡及び広報に関する事項並びに他の部・局・委員会に属さない事項を取り扱う。

2. 事務局は、事務局長・その他単組代表者会議が委嘱した局員をもって構成し、事務局長が統轄する。

第19条（会計局） 会計局は、財産の管理・運用・予算・決算等、本会の財政に関する事項を取り扱う。

第20条（専門部） 本会の目的達成に必要な諸活動を推進するため、専門部を設ける。

2. 名称及び業務は、単組代表者会議で決定する。
3. 専門部・局の長及び次長は、運営委員の互選で決定する。運営委員以外の専門部員は、当該人が所属する単組の推薦を受け、事務局長が任命し、当該専門部局長が統轄する。

## [第3節] 各種専門テーマ委員会

第21条（各種専門テーマ委員会の設置） 本会の目的達成に必要な諸活動を積極的且つ効果的に推進するため、各種専門テーマ委員会を設置することができる。

2. 各種専門テーマ委員会は、運営委員会、或いは単組連絡会議の勧告により単組代表者会議の承認を得て設置する。
3. 委員は、運営委員会或いは所属単組の推薦を受け、事務局が任命した委員をもって構成し、当該委員長が統轄する。
4. 当該委員長は、委員の互選によって決定する。

〈第5章 単組代表者会議構成員〉

第22条（権利及び義務） 単組代表者会議構成員は、単組代表者会議に出席し、議案の審議・決定に参加する。

第23条（定数） 単組代表者会議構成員は、各単組毎に1名とする。

第24条（選出方法） 単組代表者会議構成員の選出は、各会員夫々の規約に基づいて選出された代表者（通常＝単組委員長）が、当該単組の推薦状を単組代表者会議宛提出することによらねばならない。

第25条（任期） 単組代表者会議構成員の任期は1年とし、毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

2. 任期満了後といえども、後任者の決定するまでは引き続きその任務を行なう。

〈第6章 役員〉

第26条（役員） 本会には次の役員を置く。

運営委員

- |            |     |
|------------|-----|
| ①運営委員長     | 1名  |
| ②運営副委員長    | 若干名 |
| ③事務局長      | 1名  |
| ④会計局長      | 1名  |
| ⑤（その他）運営委員 | 若干名 |

尚、⑤運営委員の中より、各専門部局長の下に次長各1名を選出することができる。

第27条（職務） 運営委員は次の職務をもつ。

- ①運営委員長は本会を代表し、業務を統轄する。
- ②運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはこれを代行する。
- ③事務局長は事務局を統轄し、日常業務を円滑に処理する。
- ④会計局長は、本会の会計業務を統轄する。
- ⑤運営委員は、その他必要な活動を行なう。

第28条（選出方法） 第26条に定める運営委員会を構成する役員は、単組代表者会議構成員の直接無記名投票により、所属会員の推薦を受けた組合員の中から選出される。

第29条（任 期） 役員の任期は1年とし、毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

2. 役員は任期満了後といえども後任者の決定するまでは、引き続きその業務を行なう。
3. 役員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充する。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は疾病その他やむを得ない理由により任務を継続し難いと単組代表者会議が認めた場合のほかは、任期中に辞任することはできない。

第30条（弾 効） 単組代表者会議構成員の三分の二以上が役員の全部または一部の不信任を要求したときは速やかに単組代表者会議を開き直接無記名投票の過半数の決定により解任することができる。

#### 〈第7章 賞 罰〉

第31条（表 彰） 本会は功労のあった者に対し、運営委員長は単組代表者会議にはかり適当な方法で表彰することができる。

第32条（罰 則） 次の各号に該当する行為があった者は制裁を加えられる。

- ①この規約に違反すること。
- ②本会の秩序を乱し、又は名誉を損なうこと。
- ③その他不適當な行為をすること。

第33条（制 裁） 制裁は、戒告・権利停止及び除名とする。

2. 制裁は運営委員会が審問し、その報告により単組代表者会議が決定する。

#### 〈第8章 会 計〉

第34条（会 費） 本会の経費は、会費その他をもってこれに充てる。

2. 会費は単組代表者会議において決定する。
3. 納入された会費は、手続きの誤りでない限り返還しない。
4. 寄付金等会費以外の収入を受ける時は運営委員会の承認を要する。

第35条（会計年度） 会計年度は、毎年8月1日より翌年7月31日に至る1ヶ年とする。

第36条（決算報告） 決算報告は、公認会計士並びに監査委員の正確なることの証明書を付し、全ての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す

会計報告を定時単組代表者会議に提出し、その承認を得なければならない。

#### 〈第9章 監査委員〉

第37条（選出） 監査委員は定時単組代表者会議において、単組代表者会議構成員の直接無記名投票により、会員組合員の中から2名を選任する。

第38条（任務） 監査委員は本会の運営及び会計の監査を行ない、単組代表者会議に対して責任をおう。

第39条（任期） 監査委員の任期は1年とし、毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

第40条（補充） 監査委員に欠員が生じた場合は、単組代表者会議の承認により補充することができる。

#### 〈第10章 付 則〉

第41条 本規約は、別に内規を設けることができる。

第42条 本規約は、2000年8月1日より実施する。

1964年8月16日 制定

1965年8月22日 改訂

1967年8月21日 改訂

1970年8月15日 改訂

1973年8月18日 改訂

1974年8月18日 改訂

1975年9月21日 改訂

1976年7月24日 改訂

1977年9月24日 改訂

1979年8月19日 改訂

1980年9月7日 改訂

1983年2月6日 改訂

1984年2月19日 改訂

1985年9月8日 改訂

1988年7月27日 改訂

1997年7月12日 改訂

2000年9月23日 改訂

2009 年 9月 26日 改訂



## 〈全国商社労働組合連合会選挙規定〉

2013年9月28日改訂

### 〈第1章 総 則〉

第1条 全国商社労働組合連合会の単組代表者会議構成員（以下「構成員」という）及び規約第26条に定められたところの運営委員の選出・選挙については、本規定の定めるところによる。

第2条 選出・選挙に関する事務手続きは、運営委員長の選任した選挙管理委員をもって構成される選挙管理委員会がこれを行なう。

### 〈第2章 構成員の選出〉

第3条 構成員の選出は、規約第24条に定めるところによるが、夫々の構成員の単組の推薦状が選挙管理委員会によって、正式に確認されなければならない。

第4条 構成員の選出（単組代表者会議宛推薦状の提出）の時期は、毎年7月中とする。

### 〈第3章 運営委員の選挙〉

第5条 規約第26条に定める役員（運営委員）は、単組代表者会議において構成員の直接無記名投票により選出され、選挙管理委員長がこれを認証の上公示する。

第6条 投票用紙の交付方法、様式その他は選挙管理委員長がその都度定める。

第7条 開票管理並びに立ち会いは、選挙管理委員長並びに委員長の指名する選挙管理委員若干名がこれを行なう。

第8条 投票の効力は、選挙管理委員長が開票に立ち会った選挙管理委員の意見を聴し、処理する。

第9条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- ①所定の用紙を用いてないもの
- ②被選挙権をもたない者の氏名を記載したもの
- ③規定以上に多くの氏名を記載したもの
- ④被選挙人の氏名の他・他事を記載したもの。但し、敬称の類はこのかぎりである。

ない。

⑤被選挙人の氏名が確認し難いもの

⑥自筆にあらざるもの

⑦白紙投票

第10条 開票は公開する。

第11条 選挙管理委員長は開票の結果により、得票数の多いものから順次当選者を次点者以降の氏名を最下位に至るまで附記して公表し認定する。

2. 得票数同一の者がある場合、選挙管理委員立ち会いの下に抽選でその順位を決定する。

第12条 欠員が生じた場合は、補充選挙を行なう。

2. 補充選挙の施行にあたっては、規約第27条、28条を準用する。

1964年 8月 16日 制定

1965年 8月 22日 改訂

1970年 5月 13日 改訂

1972年 8月 13日 改訂

1974年 8月 18日 改訂

1980年 9月 7日 改訂

1984年 2月 19日 改訂

1988年 7月 27日 改訂

1997年 7月 12日 改訂

## <在籍役員専従者規定>

1997年7月12日改訂

### 第1章 総 則

第1条（目 的） この規定は、全国商社労働組合連合会（以下「全商社」という）規約第50条に定める役員で、専従者（以下「在籍役員専従者」という）に関し定める。

### 第2章 在籍役員専従者

第2条（選 出） 役員専従の決定は単組代表者会議が行なう。

第3条（任 期） 引き継ぎ等で任期延長が必要な場合は、運営委員会の決定により相当期間延長することができる。

2. 留任・再任はこれをさまたげない。

3. 前2項により予算に影響ある場合は単組代表者会議の承認を得るものとする。

第4条（労働条件） 全商社就業規則に準ずる。

第5条（改 廃） この規定の改廃は単組代表者会議の決議による。

### 付 則

第1条（施 行） この規定は1997年8月1日より施行する。

1971年10月 1日 制定

1974年 5月 25日 改訂

1974年 8月 18日 改訂

1977年 9月 24日 改訂

1980年 9月 7日 改訂

1983年 2月 6日 改訂

1984年 2月 19日 改訂

1988年 7月 27日 改訂

## <全国商社労働組合連合会オブザーバー加盟に関する規定>

2013年9月28日改訂

第1条（加盟決定の件＝組合の資格） 法内組合でなくてもよい。

2. 他の上部団体に加盟している組合でもよい。
3. 全商社各地区合同労組（個人又は、50人以下の組合もしくは団体でもよい。）

第2条（加盟の決定機関） 運営委員会が提案し、単組代表者会議で決定する。

第3条（会員の権利） 全商社の会議への出席ができる。

- ①単組代表者会議
  - ②単組代表者会議より招請ある場合
  - ③各種テーマ委員会
  - ④学習会、文化レクレーション等
2. 発言、討論の自由
  3. 一定部数の機関誌、資料の無料配布

第4条（会員の義務＝会員化への努め） オブザーバー会員、もしくは、合同労組会員のうち、50人以上を組織する団体は、可能な限り、会員になれるよう努力する。

2. 会費の納入  
別途会計規定に定める。
3. 経費の分担
  - ①一定部数以上の機関誌・資料の購入には代金を支払う。
  - ②全商社の会議に出席した場合は、その経費を負担する。
4. 資料提出の義務
  - ①組合規約、役員名簿、組合組織表、人員表、機関誌、活動方針報告、予算表等を提出する。
  - ②労働協約、就業規則、その他これに準ずるもの。
5. 共闘の義務
  - ①賃金闘争などの共闘を可能な限り努力するものとする。
  - ②権利闘争の支援等にも可能な限り努力する。

第5条（特別扱いについて） 単組代表者会議の承認に基づき、下記の条件で会員に準じ

て扱うことがある。

当該組合が全商社活動方針に基づく統一的要求、統一的行動面で会員並みに参加する組織状況にある場合、第3条一項等に会員と同等の資格をもって出席し、討論申し合わせ確認等の行為に参加するものとする。但し、議決を要する場合は議決行為には参加できない。

1968年 10月 17日 制定

1970年 8月 15日 改訂

1973年 9月 15日 改訂

1974年 8月 18日 改訂

1975年 8月 24日 改訂

1976年 7月 24日 改訂

1980年 9月 7日 改訂

1988年 7月 27日 改訂

1989年 8月 2日 改訂

1997年 7月 12日 改訂

## 〈全国商社労働組合連合会合同労組加盟に関する規定〉

2013年9月28日改訂

第1条 全商社にオブザーバー会員組織として、合同労働組合を設ける。

第2条 全商社内での合同労組の会員資格は、オブザーバー会員と同等とする。

第3条 合同労組の運営責任者は、合同労組の会員内で決定し、運営委員会に報告・承認を得るものとする。

第4条 <合同労組への加盟資格>

法内組合員であるか否かを問わず、商社に働く労働者であれば、原則として合同労組会員となりうる。

第5条 <入会金・会費>

合同労組に入会するにあたり、入会金として1人当たり1000円を入会時に納付する。また会費は1ヶ月当たり1000円とし、半年分一括（又は年間分）を前納する。（但し、他労組組合員の会費は半額とする）  
出資金は拠出しない。

第6条 <その他権利と義務、特典>

オブザーバー会員資格と同一とする。

### 付 則

第1条 （施行） この規約は1997年8月1日より施行する。

1989年 8月 2日 制定

1997年 7月 12日改訂

## <全国商社労働組合連合会会員資格基準に関する規定>

1997年7月12日改訂

### 第1条（会員資格の基準）

- ①法内組合であること。
- ②他の上部団体に加盟していない組合。
- ③組合員数がおおよそ50人を越える組合。
- ④全商社役員を派遣し得る組合。
- ⑤会費を納入する財政能力のある組合。

1973年9月15日 制定

1974年8月18日 改訂

1975年8月24日 改訂

1980年9月7日 改訂

1984年2月19日 改訂

1988年7月27日 改訂

## ＜全国商社労働組合連合会出資金規定＞

2013年9月28日改訂

第1条（目的） 本会の財政的基盤を安定させる為、全国商社労働組合規約に従いこの規定を定める。

第2条（用途） 出資金の用途は事務所の敷金、権利金、購入頭金、会員制宿泊施設、リクレーション施設の入会金、出資金、預託金及び労働金庫に対する出資金等、資産性のあるものに活用または運用する。

第3条（出資者） 会員は必ず出資者とならなければならない。

第4条（出資額） 出資額は次の通りとする。

①組合員数 2,501人以上	出資額 50万円
1,001～2,500	出資額 37万円
701～1,000	出資金 26万円
401～700	出資金 22万円

②組合員数 400人以下の会員は一人当たり 550円を基準に計算し 5,000円未満の端数は 5,000円単位に切り上げる。

- 1 平成25年7月1日現在の会員はこの時点を基準とする。
- 2 新たに加入する会員は加入の時点を基準とする。
- 3 組合員数に著しく変動のあるときは、単組代表者会議に付議する。

第5条（返還） 出資金は下記の理由による以外は返還しない。

- ①本会が解散したとき。
- ②会員が資格を喪失したとき。

但し、会費未納入の会員が資格を喪失したときは出資金をもって会費にあてる。

第6条（配当金） 出資金に対する配当は一切行なわない。

第7条（出資金証書） 出資した会員に対し、出資金証書を発行する。

第8条（決定機関） 本規定の改廃は単組代表者会議の決議による。

第9条（実施） 本規定は1997年8月1日より実施する。



1967年 10月 12日 制定  
1970年 8月 5日 改訂  
1972年 8月 13日 改訂  
1974年 8月 18日 改訂  
1979年 2月 11日 改訂  
1980年 9月 7日 改訂  
1984年 2月 19日 改訂  
1985年 9月 18日 改訂  
1988年 7月 27日 改訂  
1997年 7月 12日 改訂

## <全国商社労働組合連合会会計規定>

2013年9月18日改訂

### 第1章 総 則

第1条（目 的） 本規定は規約第4334条に基づき、予算その他の財政活動に関して定めるものとする。

第2条（財産の運用） 本会の財政は常に良好の状態で管理し、その目的に応じてもっとも効率的に運用するものとする。

### 第2章 収 入

第3条（収 入） 収入は会費その他をいう。

2. 会費は正会員会費、オブザーバー会員会費に区分し、期初に年会費として確定する。

3. 徴収は四半期ごとの各期初に行なう。

期中に脱退・除名等により会員資格を喪失した場合も当該年会費の残額は徴収する。

4. その他は受取利息、カンパ、寄付等をいう。

5. 各会員会費は次の通りとする（月額）

①正会員

組合員1人につき月額 500円

②オブザーバー会員

組合員1人につき月額 350円

但し、他の上部団体加盟等特別の事情のある組合については、運営委員会が特別会費を承認することができるものとする。

6. 会費算定の基礎人数は、毎年6月30日現在の組合員数をもって決定する。

但し、期中に組合員数に大幅な変更があった場合は、単組代表者会議の承認のもとに会費算定の基礎人数を変更できるものとする。

7. 振込については本会の取り引き銀行の口座へ振込まれた日をもって収入とする。

第4条（借入金） 借入金の金額及び借入先は単組代表者会議で決定する。但し、一般会計の運営資金については、年間予算額の10%を限度として、運営委員会で決定することができる。

### 第3章 会計区分

第5条（会計年度） 本規定の会計年度は規約第5735条に基づく。

第6条（会計年度の独立） 各会計年度の支出はその年度の収入をもって支弁する。

第7条（一般会計と特別会計） 本会の会計は一般会計及び特別会計に分けなければならない。

第8条（特別会計） 本会が特定の資金を保有し、活動することが必要なときは、特別会計で処理することとし、本規定に準じて処理する。

2. 特別会計の設置及び廃止は単組代表者会議で決定する。

### 第4章 予 算

第9条（予 算） 本会の収入及び支出はすべて予算に編入する。

第10条（予算の決定） 予算は会計局長が立案し、運営委員会の承認を経て単組代表者会議で決定する。但し、予算の補正を行なう場合は以後の運営委員会で承認し、次の単組代表者会議で決定する。

### 第5章 帳 簿

第11条（伝票会計） 本会の会計処理は全て伝票によって行ない、帳簿の記帳は伝票に基づいて行なう。

第12条（証拠書類） 証拠書類は支払い先の正規の領収証とする。但し、領収証の取得が不可能なときは、会計局長または事務局長の承認を得るものとする。

第13条（帳 簿） 伝票、帳票、報告書は次のとおりとする。

①伝票は入金伝票、出金伝票、振替伝票とする。

②帳簿は元帳、現金出納帳とする。但し、会計局長は必要に応じて補助簿を設けることができる。

③報告書は収支計算書、貸借対照表、試算表とする。

第14条（勘定科目） 勘定科目は別表の通りとする。

勘定科目の新設変更は会計局長が提案し、運営委員会が決定する。

第15条（帳簿の閲覧） 会計局長は会計に関する伝票、帳簿その他の書類及び物品を整理保存し、運営委員会に報告するとともに、単組代表者会議、または会員からの請求に対していつでも公表できなければならない。

第16条（保存期間） 会計に関する書類の保存期間は次の通りとする。

①収支予算書、及び収支決算書は永久保存とする。

②伝票、元帳、その他の書類は7年保存とする。

## 第6章 支 出

第17条（支 出） 支出は予算及び勘定科目表に基づく請求書により行ない、当月支出は翌月5日に会計局長が決済を行なう。

第18条（貸付金） 貸付金の金額及び貸付先は単組代表者会議で決定する。

第19条（請 求） 請求は予算及び勘定科目表に基づき、当該責任者の承認を得た後、当月中に会計局長宛提出するものとする。

2. 請求は正規の用紙を使用する。

## 第7章 決 算

第20条（決算報告） 決算は規約第336条の手続きにより行なう。

第21条（剰余金） 会計年度の決算において、剰余の生じたときは、これを次年度に繰り越すものとする。

## 第8章 付 則

第222条（訂 正） 本規定の改廃は単組代表者会議が行なう。

第223条（施 行） 本規定は1997年8月1日より施行する。

1967年 10月 12日 制定

1970年 8月 15日 改訂

1973年 9月 15日 改訂  
1974年 8月 18日 改訂  
1975年 8月 24日 改訂  
1976年 7月 24日 改訂  
1979年 9月 23日 改訂  
1980年 9月 7日 改訂  
1984年 2月 19日 改訂  
1984年 9月 30日 改訂  
1988年 7月 27日 改訂  
1997年 7月 12日 改訂

## 会 計 規 定 付 表

### 1. 収支計算書

<b>収入の部</b> 会費収入 受取利息 受入出資金特定預金取崩 雑収入
<b>支出の部</b> 単組代表者会議費 (地区費) 東京地区 大阪地区 名古屋地区 運営委員会費 事務局費 賃金 福利費 顧問料 事務所維持費 什器(リース) 印刷費用 通信費用 什器備品費 事務用品費 購読料 監査料 雑費 専門部会費 会計局 情宣部 賃金部 渉外費 資産購入支出 闘争積立金 予備費 支払利息 雑支出

### 2. 貸借対照表

<b>資産の部</b> 流動資産 現金 普通預金 定期預金 仮払金 未収入金 固定資産 有形固定資産 建物 什器備品 無形固定資産 電話加入権 その他の固定資産 出資金 特定目的資産 受入出資金積立金特定預金 闘争積立金特定預金
<b>負債の部</b> 流動負債 未払金 預り金 固定負債
<b>正味財産の部</b> 固定資産等見返正味財産 積立金 受入出資金積立金 闘争積立金 次年度繰越金 当期剰余金

## ＜全国商社労働組合連合会旅費交通費活動費規定＞

2013年9月28日改訂

### 第1章 総 則

- 第1条（目 的） 本会の役員及び本会の要請による組合員の活動にとともなう旅費・交通費及び活動費について定める。
- 第2条（旅 費） 旅費とは出張にとともなう交通費、宿泊費、出張手当をいう。  
出張とは片道 100KM以上の移動をいう。
- 第3条（旅費の計算） 旅費は順路によって計算する。但し、やむをえない理由により変更したときは実際に経由した順路による。この順路の変更については会計局長または事務局長の承認を得なければならない。
- 第4条（旅費の支払い） 旅費の支払いは当該責任者が必要と認めたときはその概算を仮払する。
- 第5条（旅費の精算） 旅費は帰着した日より一週間以内に当該責任者が精算しなければならない。精算は正規の用紙を使用する。

### 第2章 出張旅費

- 第6条（交通費） 交通費とは鉄道、船舶、タクシー及び航空機の運賃及び特急料金、座席指定料金等の特別料金をいう。交通費は実費を支給する。
- 第7条（交通機関） 前条の交通機関については原則として普通車を利用する。但し、やむを得ない理由でグリーン車を利用する場合および航空機を利用する場合は会計部長または事務局長の承認を得なければならない。
- 第8条（宿 泊） 宿泊を要する出張の場合は宿泊費として1泊につき 8,000円を支給する。また、やむを得ない理由により宿泊代（除食事代）が 8,000円を上回る場合実費を支給する。但し、事前に会計局長、または事務局長の承認を得なければならない。知人宅、実家に宿泊の場合は宿泊手当の二分の一を支給する。  
車中泊、船中泊の場合は宿泊手当の四分の一を支給する。
- 第9条（出張手当） 出張については1日につき出張手当 3000円を支給する。  
日数については出発日より帰着日までの延べ日数とする。

### 第3章 日常活動における交通費

第10条（交通費） 日常活動における交通費は実費を支給する。

第11条（タクシーの利用） 緊急の場合および活動が深夜もしくは早朝の場合のみタクシーの利用を認める。利用については会計局長または事務局長が承認する。

第12条（宿泊費） 出張時の宿泊費に準ずる。但し、事前に会計局長、または事務局長の承認を得るものとする。

### 第2章 活動費

第13条（活動費の支払い） 活動費は本規定に基づき会計局長の承認を得て支払うものとする。

第14条（活動手当） 本規定第1条による活動については、土、日曜日、及び祝日に活動した場合は、休日活動手当として1日につき1,500円を支払う。但し、アドバイザーは1時間毎に700円を支払う。

第15条（請求方法） 請求は活動内容および活動時間を明示し、所定用紙により行なう。

第16条（食事手当） 食事手当は出張および移動時も含め、食事にかかる活動を行なった場合、別表の通り支給する。但し、食事を支給した場合は食事手当を支給しない

	出張時	出張時以外	食事手当
朝食	①午前8時以前の出発 ②宿泊の翌朝	①午前8時以前より1時間以上の活動 ②宿泊の翌朝	800円
昼食	①正午以前の出発 ②午後1時以降の帰着 ③宿泊の当日	①12:30にかかる40分以上の活動	1,000円
夕食	①宿泊の当日 ②午後7時30分以降の帰着	①終了が19:00を超える1時間以上の活動	1,000円

第17条（会計処理） 運営委員、専門部員の活動に伴う費用はそれぞれの専門部の予算で賄うものとする。

第18条（改正） この規定の改廃は単組代表者会議の決議による。



第19条（施行） この規定は1997年8月1日より施行する。

1967年10月12日 制定  
1970年 8月15日 改訂  
1973年 9月15日 改訂  
1974年 8月18日 改訂  
1975年 8月24日 改訂  
1976年 7月24日 改訂  
1980年 9月 7日 改訂  
1983年 2月 6日 改訂  
1984年 9月30日 改訂  
1985年 2月17日 改訂  
1988年 7月27日 改訂  
1992年 9月13日 改訂  
1997年 7月12日 改訂  
2000年 9月23日 改訂

# 〈全国商社労働組合連合会 闘争積立金規定〉

2013年9月28日 改訂

## 第一章 総 則

第1条（根拠） 本規定は全国商社労働組合連合会規約第41条に基づいて定める。

## 第二章 積立金の使用

第2条（使用手続） 積立金の使用については運営委員会が提案し、定期並びに臨時単組代表者会議(分散も可)の承認を受けなければならない。

第3条（使用範囲） 積立金の使用範囲は下記各号の通りとする。

- ① 規約第6条に定める全国商社労働組合連合会役員に対する不当労働行為に関する救済活動費用の支出。
- ② 全国商社労働組合連合会の活動をしている者、又はしていた者で、その活動の由をもって不当労働行為により不利益処分を受けた場合の救済活動費用の支出。
- ③ 加盟会員に対する下記の闘争支援費用および貸付金。
  - (1) 経済闘争をはじめ労働争議全般について闘争課題の達成に要する生活資金・闘争資金の一時的貸付。
  - (2) 前条の内倒産・大量解雇・組合つぶし等の不当労働行為に該当するケースについては闘争支援費用の支出も可とする。
- ④ その他単組代表者会議が必要と認めた費用。

第4条（貸付）

貸付については、各単組よりの要請により運営委員会に諮られ、単組代表者会議にて承認するものとする。

第5条（報告義務） 積立金の使用については単組代表者会議に報告しなければならない。

第6条（流用禁止） 積立金は単組代表者会議の承認による以外は一般会計に於ける運転資金等に流用してはならない。

## 第三章 会 計

第7条 本規定による積立金は一般会計の基金項目に計上する。

## 第四章 改正及び施行

第8条（改正） 本規定の改廃は単組代表者会議の決議による。

第9条（施行） 本規定は2002年8月1日から施行する。

1976年8月1日 施行

1985年9月18日 改訂

2002年9月28日 改訂

2002年8月1日 施行

2002年9月28日 改訂